

生駒市妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第10条の12の規定による妊婦支援給付金を支給することに関し、法及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(妊婦給付認定)

第2条 法第10条の9第1項の認定(以下「妊婦給付認定」という)を受けようとする者は、産科医療機関等を受診し、医師等による胎児心拍の確認を受けなければならない。

(妊婦給付認定の申請等)

第3条 施行規則第1条の4の2の規定による申請は、妊婦給付認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、転入に伴う妊婦給付認定の申請の場合にあっては、同項第2号を省略することができる。

(1) 住民票、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等本人確認のできる書類の写し(以下「本人確認書類」という。)

(2) 給付金振込先の金融機関口座がわかるもの(通帳の写し等)

2 施行規則第1条の4の3の規定による届出は、胎児の数の届出書(様式第2号)に、前項各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、窓口で書類を提示する等交付申請を行う者が交付対象者本人であること又は給付金振込先の金融機関口座が確認できる場合は、第1項に掲げる添付書類を省略することができる。

4 医師等により胎児心拍の確認を受けた者は、妊娠届出を行う前に流産等をした場合であっても、妊婦給付認定を受けることができる。この場合において、当該者が妊婦給付認定を受けようとするときは、第1項各号の書類に加えて、医師等により胎児心拍が確認されたことを示す書類を提出しなければならない。

5 第1項の申請は、胎児の心拍が産科医療機関等において確認され妊娠が確定した日(受診日)から2年を経過するまでの間に行なわなければならない。

6 第2項の届出は、出産予定日8週間前から2年を経過する日までの間に行うものとする。ただし、流産又は死産した場合は、産科医療機関等において流産又は死産を確認した日(受診日)から2年を経過するまでの間に行なわなければならない。

(産科医療機関等への確認)

第4条 市長は、法第10条の9の規定による認定又は第10条の13第1項の規定により胎児の数の届出を受けるに当たり、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実又は胎児の数の確認を行うものとする。

(妊婦支援給付金の支給に関する通知)

第5条 市長は、妊婦支援給付金の支給をもって、施行規則第1条の4の5の規定による妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の認定の通知を行ったものとみなす。

(妊婦給付認定の取消)

第6条 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を受けた者の妊婦給付認定の取消を行うときは、当該者の転出日をもって取り消すものとし、当該転出届の受理によって、当該妊婦給付認定者に対し、施行規則第1条の4の5の規定による取消通知を行ったものとみなす。

(不正利得の徴収)

第7条 市長は、法第10条の4の規定により、偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金を受けた者があるときは、その者から、その妊婦支援給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。